

平成30年度静岡県公立学校教員採用試験は、

ここが変わります！

「加点条件」を拡大します。

英語教育や特別支援教育の充実などの教育課題への対応をより充実させていくため、加点条件を拡大します。下表に示す免許状、資格等を有する方又は、平成30年4月1日までに取得見込みの方で、希望する方に対して、第1次選考試験の得点に加点を行います。

◆加点条件（ゴシック：新規導入）

教員種	申請記号	加点条件 （*印は取得済みであること）	加点
小学校教員	a	特別支援学校教諭普通免許状取得（取得見込み）※特別支援教育領域は問わない。	5
	b	中学校教諭普通免許状（英語）取得（取得見込み）又は、英語に関する資格等（*）の所有【別表1 小学校「b」】	5
	c	英語に関する資格等（*）の所有【別表1 小学校「c」】	3
	m	ポルトガル語又は、スペイン語に関する資格等（*）の所有【別表2】	5
	n	司書教諭の資格取得（*）※文部省又は文部科学省発行の修了証書の写しを提出する。	3
中学校教員 小・中学校 共通教員	d	特別支援学校教諭普通免許状取得（取得見込み）※特別支援教育領域は問わない。	5
	e	複数教科の中学校教諭普通免許状取得（取得見込み）※外国語については、英語のみとする。	5
	f	英語に関する資格等（*）の所有【別表1 中学校「f」】※英語受験者を対象とする。	5
	m	ポルトガル語又は、スペイン語に関する資格等（*）の所有【別表2】	5
	n	司書教諭の資格取得（*）※文部省又は文部科学省発行の修了証書の写しを提出する。	3
高等学校教員	g	英語に関する資格等（*）の所有【別表1 高等学校「g」】※英語受験者を対象とする。	5
	h	複数教科の高等学校教諭普通免許状取得（取得見込み）又は、特別支援学校教諭普通免許状取得（取得見込み）	5
	n	司書教諭の資格取得（*）※文部省又は文部科学省発行の修了証書の写しを提出する。	3
特別支援 学校教員	i	複数の障害種の特別支援学校教諭普通免許状取得（取得見込み） ※「視覚」と「知肢病」又は、「聴覚」と「知肢病」の組合せ	5
	j	「特別支援学校教諭普通免許状」、「小学校教諭普通免許状」及び「中学校教諭普通免許状」の3つの免許状を取得（取得見込み） ※特別支援教育領域は問わない。※中学校教諭普通免許状の教科は問わない。	5
	k	複数教科の中学校教諭普通免許状取得（取得見込み）※外国語については、英語のみとする。。	5
	n	司書教諭の資格取得（*）※文部省又は文部科学省発行の修了証書の写しを提出する。	3
養護教員	l	特別支援学校教諭普通免許状取得（取得見込み）※特別支援教育領域は問わない。	5
	m	ポルトガル語又は、スペイン語に関する資格等（*）の所有【別表2】	5

※当該免許状取得見込み者のうち、平成30年4月1日までに当該免許状を取得できなかった場合は、採用候補者であっても採用を取り消す場合があります。

【別表1】英語に関する資格等（対象 小学校教員「b」「c」、中学校教員、小・中学校共通教員「f」、高等学校教員「g」）

資格等	小学校「b」	小学校「c」	中学校「f」	高等学校「g」
	加点5	加点3	加点5	加点5
実用英語技能検定 （(公財)日本英語検定協会）	準1級以上	—	準1級以上	1級
TOEFL （国際教育交換協議会）	iBT80点以上	iBT60点以上	iBT90点以上	iBT100点以上
TOEIC （(財)国際ビジネスコミュニケーション協会）	730点以上	600点以上	800点以上	860点以上

※ TOEFL・TOEIC…平成27年7月以降の得点に限りです。

※ 小学校「b」、中学校「f」、高等学校「g」…上記3つの資格等を複数有している場合も加点は5点となります。

※ 小学校「c」…上記2つの資格等を有している場合も加点は3点となります。

【別表2】ポルトガル語又は、スペイン語に関する資格等

(対象：小学校教員「m」・中学校教員、小・中学校共通教員「m」・養護教員「m」)

資格等	加点申請条件
外国語としてのポルトガル語検定 (APLE)	B1(初級)以上
外国人のためのポルトガル語検定 (Celpe-Bras)	中級 以上
スペイン語技能検定 (西検)	4級(中級)以上
外国語としてのスペイン語検定 (DELE)	A2(初級)以上

※上記4つの資格等を複数有している場合も加点は5点となります。

2 教職経験者を対象とした選考「ア」の第1次選考試験を面接試験のみとします。【全教員種】

教職経験者のうち、要項P.2「Ⅲ-2」の「ア1」に該当する者については、教職・一般教養とともに、教科専門試験(筆記・実技)を免除し、面接試験のみとします。(適性検査を実施する場合があります。)(要項P.2、P.9の内容を確認してください。)

3 「水産(水産一般)」及び「芸術(音楽・書道)」の試験を実施します。【高等学校教員】

高等学校教員の選考試験科目では、昨年度実施した「水産(機関)」にかえて「水産(水産一般)」を実施するとともに、新たに「芸術(音楽・書道)」を実施します。

継続実施する特徴的な選考・募集

- ◆教職経験者を対象とした選考 (全教員種 要項P.2)
- ◆国際貢献活動経験者を対象とした選考 (全教員種 要項P.3)
- ◆博士号を取得した者を対象とした選考 (高等学校教員 要項P.2)
- ◆民間企業等での勤務経験を有する者を対象とした選考 (高等学校教員 要項P.2)
- ◆医療機関等での勤務経験を有する者を対象とした選考 (高等学校教員 要項P.2)
- ◆大学院修士課程の特例 (全教員種 要項P.3)
- ◆ポルトガル語・スペイン語が堪能な者を対象とした選考 (小・中学校教員、養護教員 要項P.3)

◆身体障害者特別選考 (全教員種 要項P.3)

身体に障害のある方で、教員としての資質を備えた方を積極的に採用するための特別選考を行います。

【志願資格】

Ⅱ受験資格1～3(要項P.1)を満たし、かつ、身体障害者手帳の交付を受けている者で、自力により通勤ができ、介助なしで職務の遂行ができ、「身体障害者特別選考」を希望する者

【試験の特例】

受験者には「教職・一般教養」にかえて、「課題作文」を実施します。「課題作文」では、例えば、これまでの経験を学校での教育にどのように活かしたいと考えているかといった、これまでの経験に基づくテーマを出題します。試験の実施に当たっては、必要に応じ点字、拡大文字等の準備等の配慮をします。また、障害の種類や程度によっては、実技試験の一部を免除します。